



公認会計士協会

日本公認会計士協会の役員に就任することとなった。協会本部の理事・四国会の副会長・徳島県部会の部会長である。本業専念主義を貫いてきた私ですが、年相応の役割を果たすこととした。大変なのは本部理事会への出席である。基本的には東京市ヶ谷の本部で行なわれるので一日仕事である。事前に配布された膨大な資料に基づき矢継ぎ早に会議が進行されてゆく。新人理事が意見を差し挟める雰囲気ではない。議論の中心はIFRS(イファース・国際財務報告基準)の日本企業(主として上場会社)への導入問題である。議題の進行は女性が主として担っている。説明役は殆ど女性である。男尊女卑が通用しない世界である。会議が終わるとどっと疲れを感じ、帰宅後は着替えもせず眠りにつく。



(竹内)

確定申告特集

申告書の提出が必要な方のうち、主なものは以下のとおりです。

<所得税>

1. 給与所得がある方

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子や資産の賃貸料等を受け取っている方

2. 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

<消費税>

1. 平成20年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方

2. 平成20年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成21年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている方

<贈与税>

1. 相続時精算課税制度の適用対象となる贈与を受けた方

2. 住宅取得等資金の非課税制度(非課税額1,500万円)の適用対象となる贈与を受けた方

※平成22年中に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金を贈与された場合、1,500万円まで贈与税が非課税です。但し、期限内申告が必須となっていること、贈与を受けた方の合計所得金額が2,000万円以下であること等、様々な要件がございます。詳しくは当社までお尋ねください。

3. 平成22年中に110万円を超える贈与を受けた方

4. 特例(配偶者控除額2,000万円など)の適用対象となる贈与を受けた方

申告をすれば所得税が戻ってくる可能性がある方のうち、主なものは以下のとおりです。

1. 上場株式の譲渡損失がある方

平成21年分の所得税の確定申告から、上場株式等の譲渡損と配当等との損益通算が可能となっています。ただし、損益通算をする場合の配当所得は申告分離課税による申告に限られるとともに、確定申告書の提出が必要です。

2. 中途退職して年末調整を受けていない方

3. 住宅ローン控除を受ける方(初年度)、医療費控除・寄付金控除・雑損控除を受ける方、

住宅特定改修特別税額控除(一定の要件を満たすバリアフリー工事等)を受ける方

所得税・贈与税の申告納税は平成23年3月15日(火)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成23年3月31日(木)までです。ただし、振替納税の手続きをされている場合には、申告所得税の振替日は平成23年4月22日(金)、消費税及び地方消費税の振替日は平成23年4月27日(水)です。さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。(渡邊)

日本政策金融公庫からの
ご案内

設備・運転資金に対する政府による金利低減の措置が、23年3月末をもって、打ち切りとなります。決定・実行までには調査期間が必要ですので、事業資金の申し込みはお急ぎください。

労働時間の適正化について

総務省調査(平成21年)によると、週60時間以上働いている人の割合は全体の9.2%で、30代の男性では全体の倍の水準となり18.0%にも上ります。1カ月の残業時間が80時間を超える状態が続くと、心身の健康を害するばかりか、過労死の危険性が高まると言われています。このような状況を受け、適正化を計るため労使の主体的な取組みを促すとともに、重点的な取組みとして次の3点があげられます。



- ① 時間外労働協定の適正化→時間外・休日労働の削減
- ② 労働者の健康管理に関する措置の徹底
- ③ 仕事の配分に注意した労働時間の適正な把握の徹底



労働環境を今一度見直してみたいはかがでしょうか。

(西谷)

2月の社会保険事務		2月の税務	
10日	一括有期事業開始届出概算保険料160万円未満： 請負金額19,000万円未満の工事（労働基準監督署）		
28日	健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行） 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書 提出（年金事務所・公共職業安定所）		じん肺健康診断実施状況報告（労働基準監督署） 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生日を迎える者）現況届 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生日を迎える者）現況届
1	22年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）	7	法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…2月28日
2	贈与税の申告（2月1日から3月15日まで）	8	6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞…半期分 申告期限…2月28日
3	固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付 納期限…2月中において市町村の条例で定める日	9	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…2月28日
4	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…2月10日	10	消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…2月28日 ※税理士記念日…2月23日
5	12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税＞ 申告期限…2月28日		
6	3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…2月28日		

資産税係

相続税についての税制改正大綱

先日、平成23年度税制改正大綱が閣議決定されました。
3月の国会にて可決、成立されれば、4月より施行されることとなります。

	現 行	改 正 後
基礎控除	5,000万円+1,000万円 ×法定相続人の数	3,000万円+600万円 ×法定相続人の数
死亡保険金に係る 非課税限度	500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人のうち 未成年者、障害者又は相続開始直前に 被相続人と生計を一にしていた者の数
最高税率	50% ※税率構造詳細については省略	55% ※税率構造詳細については省略
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円
障害者控除	85歳までの1年につき6万円 ※特別障害者については12万円	85歳までの1年につき10万円 ※特別障害者については20万円

※上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用される予定です。
この改正により相続税の課税対象となる人の範囲が相当広がるのが予想されますので、相続税対策の検討が必要であると思われます。
また、以前に相続税の試算をしたときには相続財産が基礎控除の範囲内等の理由により、申告不要と判定された方も、今回の改正をふまえて再度試算する必要があると思われます。
(久保脇)

建設係

経審改正について

昨年のさくら通信で経営事項審査（経審）の改正を速報でお伝えしましたが、2月号・3月号でより詳しくお伝えしていきます。今回の主な改正項目の特徴として、技術者の雇用要件の見直しや虚偽申請防止対策の強化など、企業の実態をより公正かつ適正に評価することに重点を置き、再生企業への減点措置など、これまでにない項目も盛り込まれました。

1. 完工高評点テーブルの上方修正

建設投資の減少を踏まえ、X1点（完成工事高）とZ2点（元請完成工事高）を、制度設計時の平均点（700点）になるように、評点テーブルが上方修正されます。

- ・X1点・・・既往の評点テーブルに[700/687.56]を掛け合わせる
- ・Z2点・・・既往の評点テーブルに[700/608.59]を掛け合わせる

2. 再生・更正企業に対する減点措置

債権カットなどで下請企業などに負担を強い法的整理企業（民事再生企業、会社更生企業）は減点評価となります。

- ・再生、更正期間中はW点（社会性等）を一律60点減点
- ・再生、更正期間終了後は「営業年数」評価をゼロ年から再スタート

平成23年4月1日以降に民事再生、会社更生の手続き開始の申し立てを行う企業から適用されます。
(待田)

小規模企業共済制度は、事業をやめられたときや会社役員を退職した後の生活資金等をあらかじめ積み立てておく共済制度で、小規模企業共済法に基づいて、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

(1) 加入資格

常時使用する従業員が20人（商業とサービス業では5人）以下の個人事業主と法人役員など個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たす方も、本制度に加入することができます。

(2) 掛金

月額1,000円から70,000円（500円刻み）
掛金全額が課税対象所得金額から控除出来ます。

(3) 共済金（解約手当金）

請求事由によって共済金A、共済金B、準共済金、解約手当金
個人事業を法人成した場合の取扱いが「共済金A」から「準共済金または解約手当金」になります。

(4) 契約者貸付制度

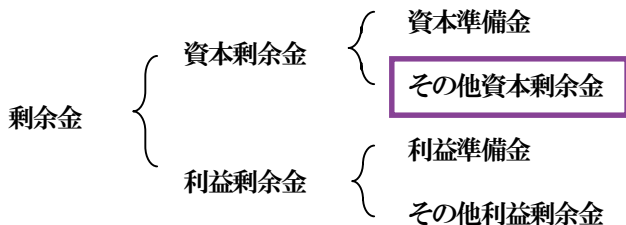
払い込んだ掛金合計額の範囲内で、事業資金などの貸付けを受けられます。（担保・保証人不要）
「事業承継貸付け」が創設されました。

※ 色文字部分は平成23年1月から制度改正が行なわれた内容です。興味がある方は当社職員へご相談ください。

今回は「401K」についてご紹介します。

（後藤）

今月号は、純資産の部第3弾「その他資本剰余金」について、説明させていただきます。
その他資本剰余金を図で示すと次のようになります。



剰余金とは、貸借対照表の株主資本のうち、資本金以外の金額をいい、株主からの払込みの金額と、過去の利益の積み重ね（留保利益）から構成されます。このうち、株主からの払込みの金額は資本剰余金と呼ばれ、留保利益は利益剰余金と呼ばれます。その他資本剰余金とは、資本剰余金のうち、資本準備金（先月号参照）以外の金額を指します。

どうしてここまで細かく分類しなければならないのでしょうか？

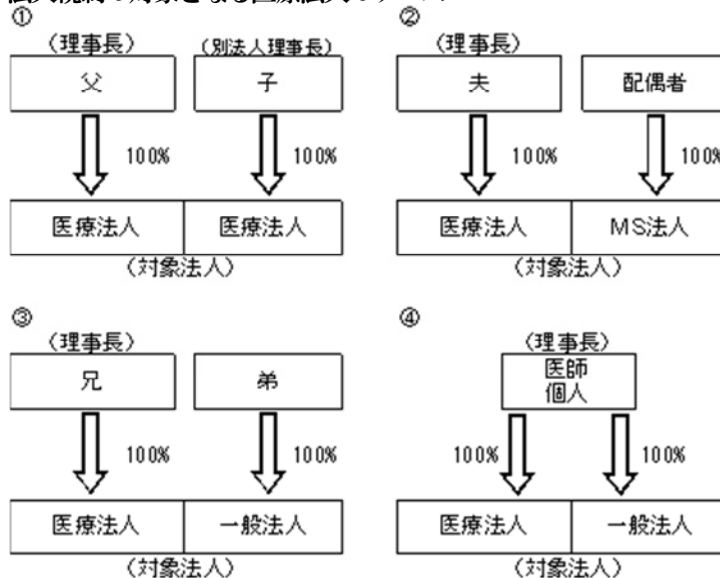
会計原則では、資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならないとされています。両者はそもそも性質が異なる科目であるから、混同してしまうと、企業の財務・損益状況が適正に示されない、というのがその理由です。

今回は、「利益準備金」について、です。

（渡邊）

平成22年度税制改正では「グループ法人税制」の整備が行なわれました。グループ法人税制では、グループ間の譲渡損益が一旦なかったものとされるなどの規制があります。「これは一般企業にだけ関係すること」と思っていませんか？実は、100%支配グループ内にあるすべての医療法人にも「強制適用」されます。詳しい改正の内容については昨年さくら通信8月号に掲載していますのでご覧ください。

■グループ法人税制の対象となる医療法人のケース



（後藤）

第48回優良従業員表彰式

昨年12月6日、徳島経済センターにて、徳島商工会の表彰式が開催され、永年勤続する優良従業員114名が表彰されました。当事務所より、10年表彰の部で2名が表彰されたので、紹介させていただきます。

さくら税理士法人 後藤哲也

社名が「木村竹内総合事務所」時代に入社して10年と11ヶ月が経ちました。専門学校穴吹カレッジを卒業して5年ぶりの新卒入社として働き始めました。なぜ今の会社に入社したかという、一番は「社員に活気があった」からです。

「社員に活気があった」とは面接前の会社訪問の時、玄関を入るなり「いらっしゃいませ」の声で元気で圧倒されたことが、私にとって「これだけ元気な挨拶ができる社員がいる会社は、きっと仕事にやりがいを感じて仕事をしているに違いない」と思ったからです。実際入社して私自身、やりがいを感じて毎日仕事をさせていただいています。これからもご支援、ご鞭撻よろしく申し上げます。

さくら税理士法人 日浦裕美

徳島商工会議所優良従業員表彰が行われ、10年表彰を頂きました。

1つの会社で長期間（勤続10年、20年、30年と10年間隔）働き続けていることへのご褒美、といったところでしょうか。

私のように、10年間勤務できた理由は単に健康だったから、という寂しい人間の目には30年表彰の方々には実に神々しく映りました。どこからか「10年選手はまだまだこれからですよ」って聞こえてくる様でした。御祝に立派な時計を頂きました。その時計で一刻一刻の時間を大切に、着実に歩んでいこうと思っております。

当事務所には、様々な特殊部隊(?)があります。普段は、事務所内部で活動しておりますので、皆様にはあまり知られていないと思います。今回は、それぞれ特殊部隊の活動内容を紹介させていただきます。ぜひ、ご覧ください!! (平野)

公益法人支援ワーキンググループ

平成20年12月から始まった公益法人制度改革に伴い、いわゆる社団・財団法人は、平成25年11月末までに所定の手続きを経て、一般社団・財団法人もしくは公益社団・財団法人に移行することを迫られています。

「公益法人支援ワーキンググループ」は、この約100年ぶりの大改正に対応すべくさくら事務所内に昨年立ち上げられた比較的新しい組織です。当初は2人で細々とやっていたのですが、現在では7人の大所帯(?)となりました。

新組織への移行のために必要な定款の作成や会計処理の変更、社員総会や理事会への出席や移行申請書の作成代行など、今回の改革に関する関与先様のあらゆる悩み事を解決できる体制を整えておりますので、お困りの際はご一報を! (坂)

調査研修室

会計事務所の力の源は、個々のスタッフの能力にあるといっても過言ではありません。調査研修室では、職員の資質の向上に関する各種研修の計画、運営、管理を行っています。具体的には、

1. 職員の教育・訓練に関する事項
 2. 職員の資格に関する事項
 3. 事務所主催のセミナーに関する事項
 4. 改正税法等の所内研修案の立案に関する事項
 5. 業務に関する統計資料・業界情報等の作成・収集に関する事項
 6. その他調査・研修に関する事項
- といった事項についての職責を担っています。 (大寺)

リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント（危機管理）と言うと映画にできそうな?カッコイイ名前が付いていますが、私達はお客様に降りかかる突然の事故や災害と言ったリスクから企業を守るためにあるいろいろな方法の中の一つとして、生命保険の活用を考えております。

会計事務所は税務会計を通じ、企業の経営内容などの実情を把握しており、保険加入の目的や適切な保険契約について客観的・中立的に判断できる立場にあります。

その点から、私達だからこそ企業のリスクを管理し、有効な生命保険の活用をアドバイスできると考えております。

リスクマネジメント委員会というのはそういう理念の元で活動しています。 (井村)

情報システム室

情報システム室は、所内のPC関連の円滑な運営を目的として活動しています。

具体的には、所内LANの構築、データの共有化、ソフトウェア・ハードウェアの選定、所内研修の開催、お客様へのソフトウェア導入補助などです。

難しく言うともうなりますが、ようは、**パソコン関係の便利屋さん**です。 (坂東)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご意見下さい。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL:088-625-2556
FAX:088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。